

## 2017年度 中央大学不正防止計画

ここに、「中央大学公的研究費の使用等に関する基本方針」の「3. 不適正な使用を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施」に定めたとおり、基本方針実施細目の一つとして、不正防止計画を策定したので公表するものとする。

No.	想定されるリスク	リスクの発生要因	対応方法
01 (継続)	「研究費の目的外執行」といった不適正な研究費の執行を行う。	立替払いの清算処理等を研究期間末にまとめて行うケースがある。その際に、複数の研究費間の執行調整を行う場合などがある。	立替払いの清算処理等を申請していない事例がある(＝年度末にまとめて申請を行う等)ため、執行から二ヶ月以内での申請をコンプライアンス研修・各種手引き等を通じて周知する。また、長期間の経費未精算といった事案が発生した際には、個別に説明対応等を行い再発防止に努める。 立替払いは執行と精算支払の期間乖離が発生しやすいので、立替払いを行わなくても済むような代替案の検討を行う。
02 (継続)	特定の業者と不適正な取引(「預け金」「還流行為」「水増し請求」「納品物品の持ち帰り」「別商品の納品」)や、利益相反の対象となる取引を行う	研究者の発注権限が広い場合、業者の選定過程の確認等を行うことが難しく、取引に対するチェックが不十分となりがちである(事務部門の取引記録の管理や業者の選定・情報の管理が不十分)。	研究者発注の上限額を下げ、他の研究費等と執行ルールの一貫を図ると共に、事務部門で対応する取引の範囲を広げ、業者選定及び必要な情報の管理の適正化を推進する。 本制度改定にあたっては、発注から納品までのリードタイムが短くて済むように、既存の調達申請とは異なる方法も含めて研究活動への影響が少ない方法を並行して検討する。
03 (継続)	特定の業者と不適正な取引(「預け金」「還流行為」「水増し請求」「納品物品の持ち帰り」「別商品の納品」)や、利益相反の対象となる取引を行う	研究者の発注権限が広い場合、業者の選定過程の確認等を行うことが難しく、取引に対するチェックが不十分となりがちである(事務部門の取引記録の管理や業者の選定・情報の管理が不十分)。	同一の研究室における、同一業者、同一品目の多頻度取引、特定の研究室のみでしか取引実績のない業者や、取引を新規に開始した業者への発注の偏り等が散見された場合には、不適正な取引が行われるリスクが高まると考えられる。については、取引データの集計等を行い、取引の偏りなどの調査を行う。

No.	想定されるリスク	リスクの発生要因	対応方法
04 (継続)	「旅費の二重払い」といった不適正な執行を行う。	出張にあたり、その出張方法(外部経費による招聘等)によっては、事実確認等を行う手続が不十分である(二重払チェック)。	本学から支払いが行われる旅費の二重払いチェックは実施しているが、外部経費で招聘等が行われる場合の二重払いチェックは不十分である。については、外部経費での招聘の記録と、学内の支払いとのチェックを実施できる体制作りを行う。
05 (継続)	出張申請の手続きが事後申請となることにより、制度上の適正手続きと乖離し、また、労務管理上のリスクも発生する。	出張許可申請と出張経費の支払申請が一連(一体)の申請手続きとなっており、且つ、精算手続き等が煩雑なため。	出張承認、経費申請、精算、出張報告といった旅費に関する一連の制度について、「二重払い」「カラ申請」といった不正の発生を防ぎつつ、実効性を高めるためのルール整備を検討する。
06 (継続) (変更)	「研究費の目的外執行」「私的流用」といった不適正な研究費の執行を行う。	換金性が高い金券・切手等は「目的外使用」「私的流用」の温床となりやすい。	切手等の一度の購入が 5,000 円を超える場合には目的・送付先等の提出を求めているが、2017 年度からは、切手・葉書・レターパックについて、金額・件数に関わらずシステムの理由欄に送付目的を入力することとした。新ルールの周知・徹底に注力をする。 金券(図書券・QUO カード等)については、従来どおり、受領者の署名もしくは押印を求める対応を継続する。
07 (新規)	「研究費の目的外執行」「私的流用」といった不適正な研究費の執行を行う。	デジタル機器に関しては、流用性・換金性が高いため、「目的外使用」「私的流用」の温床となりやすい。	少額(10 万以下)のデジタル機器の内、流用性・換金性が高い指定商品(タブレット・PC 関連機器・デジカメ等)について、一般的な消耗品とは分けた管理方法の検討を行う。
08 (継続)	「預け金」「還流行為」「水増し請求」「カラ発注」といった不適正な取引を行う。	成果物が無い機器の保守・点検などについて立会い等が不十分である。	成果物がない機器の保守・点検などの場合は、検収担当者がその一部において立会い等による現場確認を行う頻度を高めることにより牽制を行う(高額修繕に関しては、事前連絡を受け、現場確認をすることとしている)。